

基準 7

公的主体等開発地における建築

- 1 平成19年11月30日法施行以前の法第29条第1項第4号により開発許可不要であった別表の土地であること。
- 2 建築物の用途は別表のとおりとする。

別表

番号	名称	用途
1	浜川工業団地	日本標準産業分類（大分類）E（製造業）に分類される工場
2	行力工業団地	
3	下大島・町屋工業団地	
4	阿久津工業団地	
5	群馬足門工業団地	
6	群馬保渡田工業団地	
7	群南工業団地	
8	宿大類工業団地	
9	八幡原工業団地	
10	八幡原第二工業団地	
11	浜川北住宅団地	専用住宅
12	長野北住宅団地	
13	根小屋住宅団地	
14	中島住宅団地	
15	山名イーストタウン住宅団地	(1) 専用住宅（1戸建てとし、個人住宅とする。次号において同じ。） (2) 兼用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡をこえるものを除く。） (3) 集会所（本区域に居住する者の利用に供する施設に限る。） (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物（以下「公益施設等という。」） (5) 前各号の建築物に附属するもの

\* 旧都市計画法第29条第1項第4号：国、都道府県、指定都市等、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この節において「事務処理市町村」という。）、都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港湾局又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団が行う開発行為